

# 愛齒技工専門学校 学則

# 愛 歯 技 工 専 門 学 校 学 則

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 ～ 第 7 条）
- 第 2 章 学年、学期及び休業日（第 8 条・第 9 条）
- 第 3 章 入学及び転入学（第 10 条 ～ 第 17 条）
- 第 4 章 欠席、休学及び復学（第 18 条 ～ 第 21 条）
- 第 5 章 転学、退学及び除籍（第 22 条 ～ 第 25 条）
- 第 6 章 教育課程（第 26 条・第 27 条）
- 第 7 章 成績、進級及び卒業（第 28 条 ～ 第 33 条）
- 第 8 章 賞罰（第 34 条・第 35 条）
- 第 9 章 受験料、入学金及び授業料等（第 36 条 ～ 第 40 条）
- 第 10 章 厚生機関（第 41 条・第 42 条）
- 第 11 章 附帯教育（第 43 条）
- 附 則
- 別 表

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本校は、「公益財団法人 愛世会 愛歯技工専門学校」と称する。

(目的)

第 2 条 本校は、歯科技工士法の規定に基づき、歯科技工士として必要な知識及び技能を授けることを目的とする。

(位置)

第 3 条 本校の位置を「東京都板橋区加賀 1 丁目 16 番 6 号」に置く。

(自己点検・自己評価)

第 4 条 本校は、教育研究水準の向上を図るため、教育研究活動等の状況について自己点検・自己評価を行う。また、実施に関する事項は別に定める。

(専門課程及び学科)

第 5 条 本校に、医療専門課程を置く。  
2 医療専門課程に、歯科技工士学科を置く。

(修業年限及び在学期間)

第 6 条 本校の修業年限は、2 年とする。  
2 本校の在学期間は、修業年限の 2 倍を超えることはできない。

(学生定員)

第 7 条 1 学年の学生定員は、44 名とし、2 学級とする。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期の終始期)

- 第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年は、次のとおりとする。
- |      |                |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月1日から7月31日まで  |
| 第2学期 | 8月1日から12月31日まで |
| 第3学期 | 1月1日から3月31日まで  |

(休業日)

- 第9条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 土曜日及び日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 本校の創立記念日 10月1日
  - (4) 春季休業 4月1日から4月7日まで
  - (5) 夏季休業 7月26日から8月31日まで
  - (6) 冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで
  - (7) 学期末休業 3月26日から3月31日まで
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

## 第3章 入学及び転入学

(入学時期)

- 第10条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学資格)

- 第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。
- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
  - (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに順ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - (3) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
  - (4) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者

(入学志願手続)

- 第12条 本校に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書及びその他別に定める書類に必要事項を記載し、第36条に定める受験料を添えて、出願しなければならない。

(入学者の選考)

- 第13条 第12条の手続きを終了した者に対して、別に定めるところにより入学試験を行い、入学者を決定する。

(入学手続及び許可)

- 第14条 第13条に規定する選考により本校に入学許可された者は、所定の期日までに、第36条に定める入学金、授業料、実習費及び手続きに必要な書類を添えて、手続きをしなければならない。
- 2 学校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

- 第 15 条 保証人は 2 名とし、正保証人 1 名及び副保証人 1 名を選定し、確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。
- 2 保証人及び副保証人として適当でない、またはその他の理由で責務が果たせないと認められるときは、学校長が変更を命ずることがある。

(身上の異動)

- 第 16 条 身上の異動又は住所の変更等があったときは、速やかに学校長に届け出なければならない。

(転入学)

- 第 17 条 他の歯科技工士学校、または歯科技工士養成所の学生が、本校に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することがある。

## 第 4 章 欠席、休学及び復学

(欠席)

- 第 18 条 学生は、病気その他の理由により欠席するときは、欠席届を提出しなければならない。
- 2 病気のため欠席日数が引き続き 1 週間以上にわたるときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(休学)

- 第 19 条 学生は、病気その他やむを得ない事由により、長期にわたり修学することができないときは、休学願に医師の診断書または理由書を添え、学校長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。
- 2 学校長は、学生が次のいずれかに該当するときは、休学を命ずることがある。
- (1) 病気欠席が 1 ヶ月に及んだとき
  - (2) 病気以外の事由により 14 日以上引き続き欠席したとき
  - (3) その他必要と認めるとき

(休学期間)

- 第 20 条 休学期間は、1 年を超えることができない。
- 2 休学期間中は修業年限に算入しない。
- 3 休学期間中においても、第 36 条に規定する授業料は納めなければならない。

(復学)

- 第 21 条 第 19 条第 1 項の規定により休学した学生は、休学期間中にその理由がなくなり復学しようとするときは、学校長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 2 第 19 条第 2 項の規定により休学を命じた学生に、休学期間中にその理由がなくなったと認められるときは、学校長は、復学を命ずることがある。
- 3 第 1 項及び第 2 項において、復学となった者は、原学年に編入する。また、編入の時期は、原則、学年始めとする。

## 第 5 章 転学、退学及び除籍

(転学)

- 第 22 条 他の学校等に転学しようとする者は、理由書を添え、学校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(退学)

- 第 23 条 退学しようとする者は、理由書を添え、学校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第 24 条 学校長は、学生が次のいずれかに該当するときは、教職員会議を経て除籍とする。
- (1) 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認めた者
  - (2) 正当な理由による届出がなく、長期にわたって欠席した者、又は出席が常でない者
  - (3) 第 6 条に規定する在学年限を経て、なお卒業できない者
  - (4) 第 20 条第 1 項に規定する休学期間を超えた者
  - (5) 授業料等の納付を許可なく長期間滞納し、督促してもなお納入しない者
  - (6) 長期間にわたり所在不明の者

(再入学)

- 第 25 条 第 23 条の規定により退学した学生が、再入学を志願しようとするときは、学校長は、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

## 第 6 章 教育課程

(教育課程)

- 第 26 条 授業科目及び時間数は、別表のとおりとする。
- 2 学校長が必要と認めたときは、教職員会議を経て、各学年で行う授業時間数を変更することがある。
  - 3 第 1 項に規定する教育課程以外に必要な応じて、校外研修を行うことがある。

(授業時間及び授業担当者)

- 第 27 条 授業時間及び授業担当者等は、学年始めにこれを明示する。
- 2 臨時講義については、その都度明示する。

## 第 7 章 成績、進級及び卒業

(成績評価)

- 第 28 条 学校長は、各授業科目について必要に応じて定期試験を実施し、平素の成績を含め総合的に判断した上で、成績の評価を行う。
- 2 成績の評価は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。
  - 3 試験及び成績に関する細則は、別にこれを定める。

(追試験及び再試験)

- 第 29 条 病気その他やむを得ないと認められる事由により定期試験を受けることができなかった者又は定期試験の結果、不合格となった者に対し、追試験又は再試験を行うことがある。

(進級及び卒業の認定)

- 第 30 条 各学年所定の教育課程を修了した者は、進級または卒業を認める。
- 2 各学年における定められた授業日数の 4 分の 1 以上欠席した者は、進級又は卒業させることができない。
  - 3 学校長は、本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

- 第 31 条 第 30 条第 3 項に規定するところにより、医療専門課程歯科技工士学科を修了した者は、専門士（医療専門課程）と称することができる。

(卒業の延期)

- 第 32 条 欠席日数が第 30 条第 2 項に規定する範囲内であっても、各学科目の出席時間数が学則に定める時間数に満たないときは、卒業を延期し、所定の時間に達するまで補習させることがある。

- 2 所定の授業料及びその他の納入金を許可なく期限内に納入しない者は、卒業を延期させることがある。

(国家試験)

第 33 条 本校の卒業生は、歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）で定める歯科技工士国家試験の受験資格が与えられる。

- 2 本校の卒業生で、歯科技工士国家試験不合格者は、聴講生としてこれを許可することがある。

## 第 8 章 賞罰

(褒賞)

第 34 条 学校長は、操行、学業ともに優秀な学生又は特別な善行があつて他の模範となる学生に対しては、褒賞することがある。

(懲戒)

第 35 条 学校長は、学生が次のいずれかに該当するときは、懲戒処分を行うことがある。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

## 第 9 章 受験料、入学金及び授業料等

(授業料等の額)

第 36 条 受験料、入学金及び授業料等の額は、次のとおりとする。

受験料	入学金	授業料	実習費
10,000 円	350,000 円	1,000,000 円	400,000 円

- 2 授業料及び実習費は、年額である。
- 3 第 1 項の他に、実習器具・材料・教科書・白衣等は学生負担とする。
- 4 その他の寄付金については、一切徴収しない。

(授業料等の分割納付)

第 37 条 経済的理由により、授業料及び実習費を納付することが困難であると認められる学生に対しては、学校長の許可を受けて分割納付することができる。

(納入した授業料等)

第 38 条 納入した受験料、入学金、授業料及び実習費は、原則として返還しない。ただし、入学をする年度の入学金、授業料及び実習費を納付した者が 3 月 31 日までに入学を辞退した場合には、入学金を除く授業料及び実習費を返還する。

(追試験、再試験及び補習)

第 39 条 追試験、再試験及び補習の受験、受講を許可された者は、1 科目につき 2,000 円を定められた期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補習については、日数に応じて料金の変動することがある。

(寄付金)

第 40 条 寄付金等に関しては、一切受け付けない。

## 第 10 章 厚生機関

(図書室)

第 41 条 学生及び教職員その他の閲覧に供するため、図書室を設ける。

(健康診断)

第 42 条 学校長は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に準じて年 1 回、定期健康診断を行う。

## 第 11 章 附帯教育

(附帯教育)

第 43 条 本校の附帯教育として、歯科技工士実習コースを設置する。

修業期間	授業時間	総定員
1 ヶ年	8 : 00 ~ 17 : 00	10 名

2 附帯教育の入学金、授業料及び実習費は次のとおりとする。

入学金	授業料	実習費	合計
200,000 円	300,000 円	300,000 円	800,000 円

3 本校の歯科技工士実習コースは次のとおりとする。

- (1) 歯科技工士実習コースの入学資格は歯科技工士免許取得者とする
- (2) 入学時期は 4 月 1 日とする
- (3) 入学者の選考は書類選考及び面接とする
- (4) その他、附帯教育に必要な事項は学校長が別に定める

## 附 則

第 1 条 この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日より実施する。

第 2 条 在学中の学生は（昭和 42 年 4 月 10 日以前に入学した者）については、昭和 45 年 3 月 31 日までは旧学則を適用するものとする。

## 附 則

第 1 条 この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日より実施する。

第 2 条 昭和 44 年 4 月 10 日以前に入学した学生については、第 41 条に限り、従前の学則を適用する。

## 附 則

第 1 条 この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日より実施する。

第 2 条 昭和 46 年 4 月 10 日以前に入学した学生については、第 41 条に限り、従前の学則を適用する。

## 附 則

第 1 条 この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日より実施する。

第 2 条 昭和 47 年 4 月 10 日以前に入学した学生については、第 41 条に限り、従前の学則を適用する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日より実施する。  
第 2 条 昭和 49 年 4 月 10 日以前に入学した学生については、第 41 条に限り、従前の学則を適用する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日より実施する。  
第 2 条 昭和 50 年 4 月 10 日以前に入学した学生については、第 41 条に限り、従前の学則を適用する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日より実施する。ただし、第 36 条及び第 40 条は、昭和 54 年 1 月 1 日より実施する。  
第 2 条 昭和 53 年 4 月 10 日以前に入学した学生については、第 41 条に限り、従前の学則を適用する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、昭和 55 年 1 月 1 日より実施する。ただし、第 9 条は、昭和 55 年 4 月 1 日より実施する。  
第 2 条 昭和 54 年 4 月 10 日以前に入学した学生については、第 42 条に限り、従前の学則を適用する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、昭和 62 年 1 月 1 日より実施する。  
第 2 条 昭和 61 年 4 月 10 日以前に入学した学生については、第 42 条に限り、従前の学則を適用する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日より実施する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日より実施する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日より実施する。  
第 2 条 平成 4 年 4 月 11 日以前に入学した学生については、第 43 条に限り、従前の学則を適用する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日より実施する。  
第 2 条 平成 6 年 4 月 1 日以前に入学した学生については、第 9 条に限り、従前の学則を適用する。



## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日より実施する。  
第 2 条 平成 9 年 4 月 1 日以前に入学した学生については、第 43 条に限り、従前の学則を適用する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。  
第 2 条 平成 13 年 4 月 11 日以前に入学した学生については、第 43 条に限り、従前の学則を適用する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日より実施する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日より実施する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日より実施する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日より実施する。

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 22 年 11 月 1 日より実施する。  
( 名称変更 財団法人→公益財団法人 )

## 附 則

- 第 1 条 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。  
第 2 条 平成 23 年 4 月 1 日以前に入学した学生については、第 26 条第 1 項に限り、従前の学則を適用する。  
( 授業科目及び時間数変更 )

# 別 表

## 授業科目及び時間数

授 業 科 目	授 業 形 態	総 時 間 数		合 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	
外国語	講義	35		35
造形美術概論	講義	25		25
関係法規	講義		20	20
歯科技工学概論	講義	50		50
歯科理工学	講義・実技	220		220
歯の解剖学Ⅰ	講義	88		88
歯の解剖学Ⅱ	実技	72		72
顎口腔機能学Ⅰ	講義	27		27
顎口腔機能学Ⅱ	実技		40	40
有床義歯技工学Ⅰ	講義	69		69
有床義歯技工学Ⅱ	実技	346		346
有床義歯技工学Ⅲ	実技		134	134
歯冠修復技工学Ⅰ	講義	72		72
歯冠修復技工学Ⅱ	実技	262		262
歯冠修復技工学Ⅲ	実技		144	144
矯正歯科技工学	講義・実技		30	30
小児歯科技工学	講義・実技	30		30
歯科技工実習	実技		536	536
選 択 必 修 科 目	関係法規	講義	5	280
	歯の解剖学	講義	12	
	顎口腔機能学	講義	5	
	有床義歯技工学	講義	12	
	有床義歯技工学	実習	94	
	歯冠修復技工学	講義	12	
	歯冠修復技工学	実習	102	
	矯正歯科技工学	講義	10	
	小児歯科技工学	講義	10	
歯科理工学	講義	18		
合 計		1, 296	1, 184	2, 480